

高校生の皆さんへ

18歳以上の高校生は、 公(告)示日から投票日前日までの期間に 選挙運動ができることになりました。

ただし、18歳未満の高校生は選挙運動はできません。



なるほど！
じゃあ、今日から
何かやってみます！



だめ！
決められた期間に
しないと法律違反
になるわよ！



選挙運動は正しく行いましょう。

18歳以上であれば、インターネットを使った選挙運動は認められます



- ・ ホームページ、ブログへの書き込み
- ・ SNSへのメッセージの投稿 (Facebook, Twitter等)
- ・ 選挙運動の様子を動画配信 (YouTube, ニコニコ動画等)
- ・ 選挙運動メッセージのやりとり (LINE, Facebook等)

電子メールを使った選挙運動は禁止されています。詳しい情報は県選挙管理委員会作成のパンフレット「政治と選挙」を参考に。

